



敦賀市議会

令和5年度議会報告会

本日の内容

◆ 第1部：議会からのご報告

- 市議会の役割、しくみ
- 各常任委員会からのご報告

◆ 第2部：意見交換

テーマ

「新幹線開業後の敦賀に期待すること」

市議会の役割

市民と市議会、市長との関係

【地方自治の制度】

首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ**二元代表制**



市民

選挙

施策の実施

市民の参加の機会

選挙

市長

執行機関

予算・条例等の提案

市議会

議事機関

予算・条例等の議決、市の行政の監視

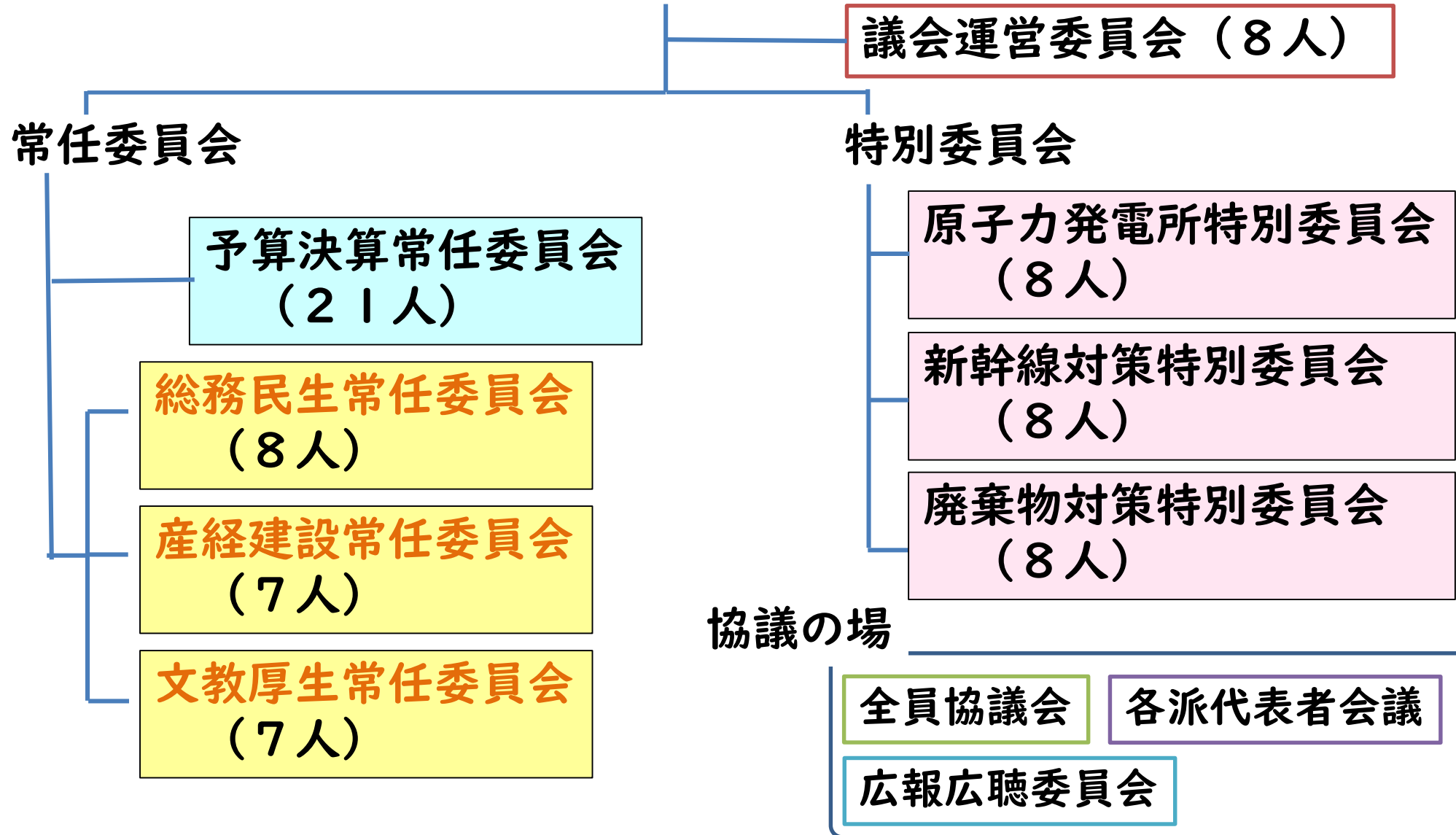
市議会の構成

議会活動である会議は、法律や条例に定められている**本会議**や**委員会**などがある。

◆ 本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会がある。

◆ 敦賀市議会の定例会回数は毎年4回と定め、3月、6月、9月及び12月に開いている。

敦賀市議会 定数22人



総務民生常任委員会



総務民生常任委員会所管の審査事項（一部抜粋）

予算	予算
・ 公共施設マネジメント推進事業費	・ パートナシップ宣誓制度推進事業費
・ 新しい総合計画策定事業費	・ コミュニティバス運行事業費 など
・ 災害用マンホールトイレ整備事業費	条例その他
・ 地域公共交通計画策定事業費 (デマンド型コミュニティタクシー等)	・ 町の区域及び名称の新設（萩野町、ひばりヶ丘町） など、ほか4件
・ 町内会館建設等事業費補助金	請願・陳情
・ 災害廃棄物仮置場調査事業費	・ 消費税インボイス制度の実施中止を求める 請願 など、ほか2件
・ 結婚支援事業費	



令和5年6月定例会 第35号議案 令和5年度一般会計補正予算
(第4号) 「地域公共交通計画策定事業費」 455万円



地域公共交通計画策定事業は、持続可能な地域の公共交通のマスタープランを来年度までの2年をかけてデザインする



デマンド型コミュニティタクシー導入の場合、現在のコミュニティバスとの役割分担や運航区域、運行方法について検討する

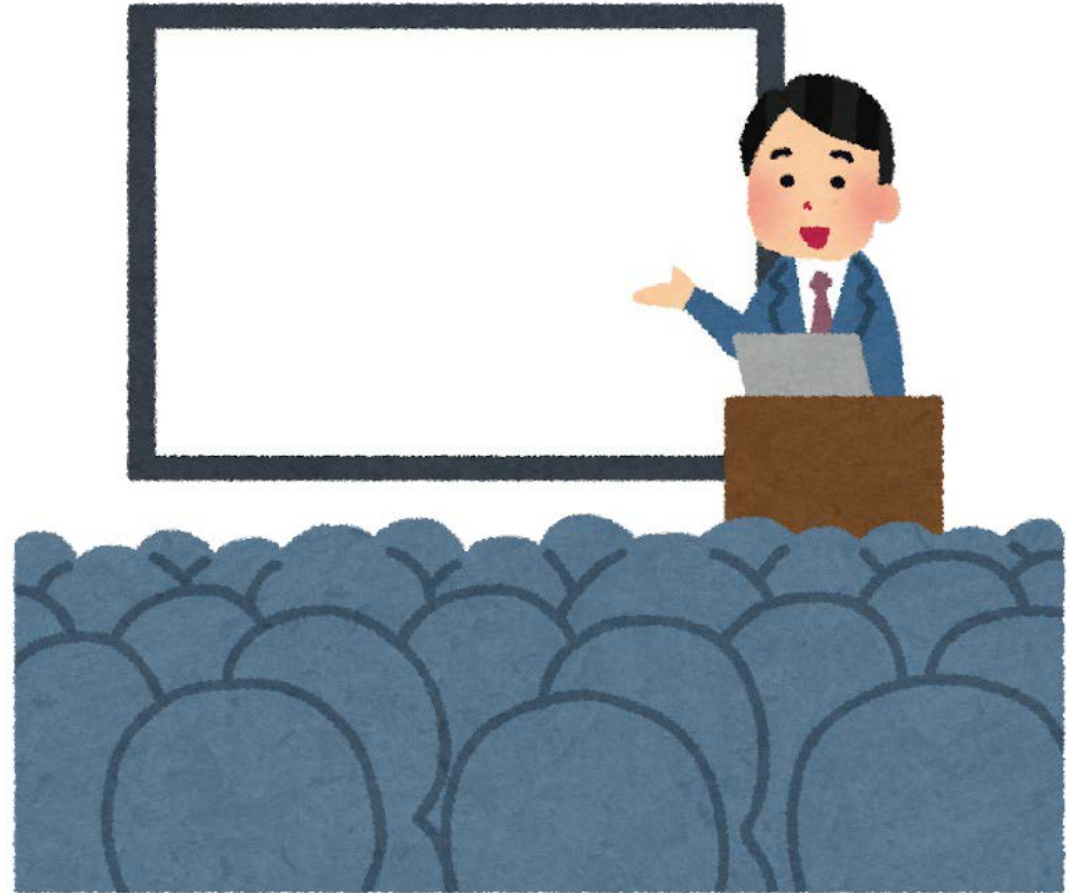
デマンド型コミュニティタクシーとは

デマンド交通の一形態。敦賀市は利用者の予約に応じて、希望する時間や乗降場所などを柔軟に設定し、乗り合いのタクシー車両などを走らせる運行方法を考えている。

デマンド交通は、高齢者や障がい者ら交通弱者の店舗や医療機関への移動手段を確保するため、全国各地、県内の多くの市町で導入されている。



「計画には一部の声だけでなく、市民の声をしっかり反映させていくことが大切。そのための工夫は」との問いに対して



「アンケート調査を実施したい。各地区で説明会も開き皆さんの声を聞き、計画完成後には改めて市民全体の説明会などを開いてしっかり意見を反映させていきたい」と回答

自由討議①

永平寺町の近助タクシー



「現行のコミュニティバスにそのままデマンド型を上乘せするのは予算の面からも無理。市民のいろいろな意見を聞き、急ぎ過ぎず、問題点を洗い出しながら調査してほしい」

自由討議②



おおい町のうみりんスマイル号

「高齢者にとって、戸口や玄関先まで来てくれるのは非常に使い勝手がいい。安くて効率がいい公共交通の在り方を検討していただきたい」

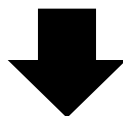
採 決

令和5年6月定例会 第35号議案 令和5年度一般会計補正予算（第4号）

予算決算常任委員会

採決結果

賛成多数でこの議案を認めるべきものと決定



本会議

委員長報告

委員会での審査内容及び採決結果を報告

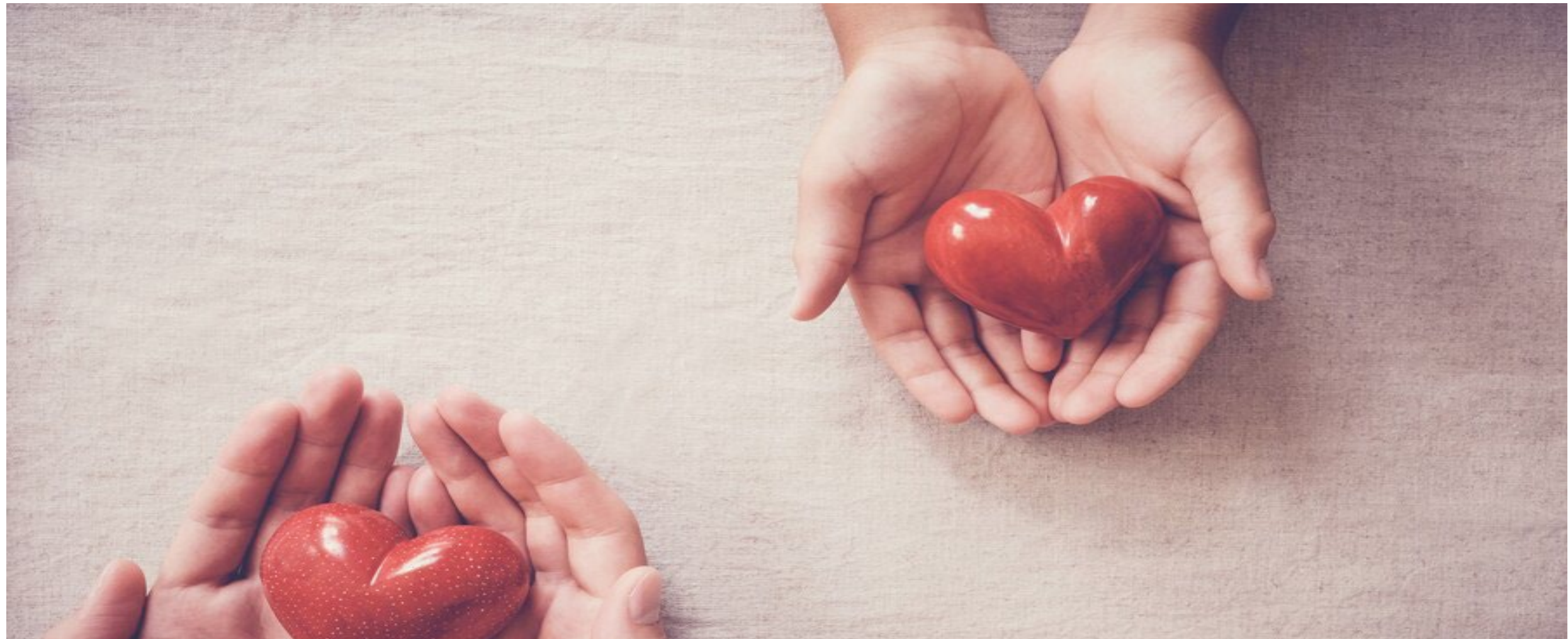


採決結果

賛成多数で委員長報告のとおり可決

総務民生常任委員会所管の審査事項（一部抜粋）

予算	予算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設マネジメント推進事業費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナシップ宣誓制度推進事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい総合計画策定事業費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバス運行事業費 など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用マンホールトイレ整備事業費 	<p>条例その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画策定事業費 (デマンド型コミュニティタクシー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の区域及び名称の新設（萩野町、ひばりヶ丘町） など、ほか4件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会館建設等事業費補助金 	<p>請願・陳情</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物仮置場調査事業費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税インボイス制度の実施中止を求める 請願
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚支援事業費 	<ul style="list-style-type: none"> など、ほか2件




**令和5年9月定例会 第54号議案 令和5年度敦賀市一般会計
補正予算（第5号）「パートナーシップ宣誓制度推進事業費」
44万1000円**



**自分らしく生きる・多様性を認め合う・互いに支え合い生きる
ぬくもりのある街への実現に向け制度を導入し、記念講演会を
開催する**



主な質疑として「パートナーシップ宣誓制度導入の具体的な時期は」との問いに対し



本市としては11月1日を考えているが、県の制度導入がそれより早くなる場合には県と市で差が生じないように準備を進めたい



また「導入後に受けられるサービスはどのようなものがあるのか」との問いに対し

- ・市営住宅の入居申し込み
- ・税証明の申請
- ・市立敦賀病院での入院と医療に関する同意



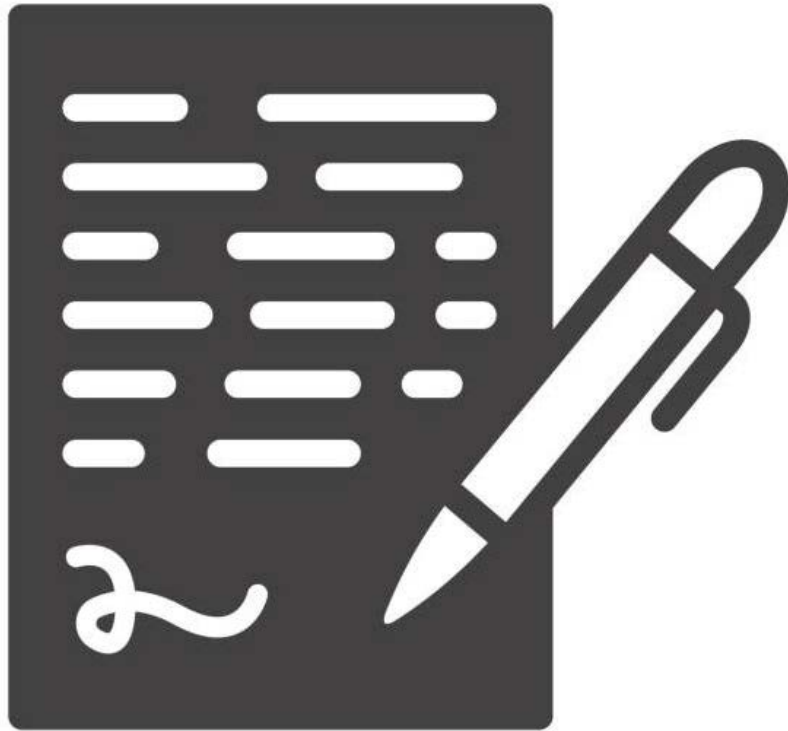
庁内で協議中のサービスもあるが、できる限り提供サービスを増やしたい



また「宣誓書受領書の手続きから発行までの流れは」との問い
に対し



あらかじめ市民協働課へ必要書類を提出し、予約した日時に本人確認書類を持参して市民協働課に行き



その場でパートナーシップ宣誓書に必要事項を記入し、確認後宣誓書受領カードを交付する

自由討議



「敦賀市がこの制度に取り組んでいるということをしっかりと宣言することが重要」

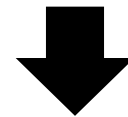
採 決

令和5年9月定例会 第54号議案 令和5年度敦賀市一般会計 補正予算（第5号）

予算決算常任委員会

採決結果

賛成多数でこの議案を認めるべきものと決定



本会議

委員長報告

委員会での審査内容及び採決結果の報告

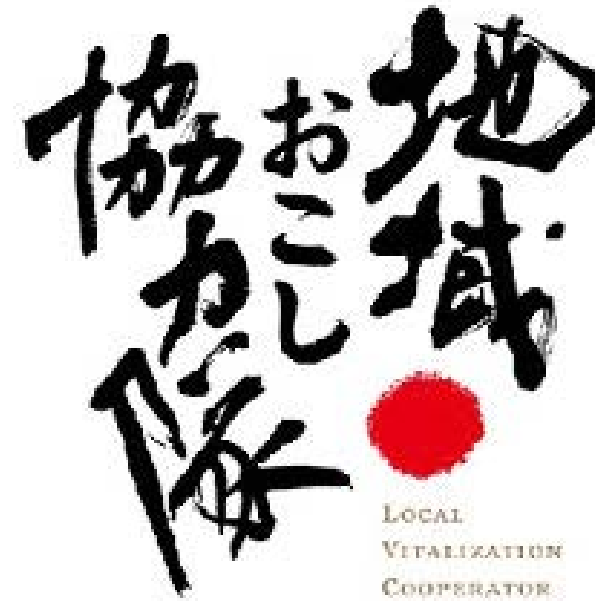


採決結果

賛成多数で委員長報告のとおり可決

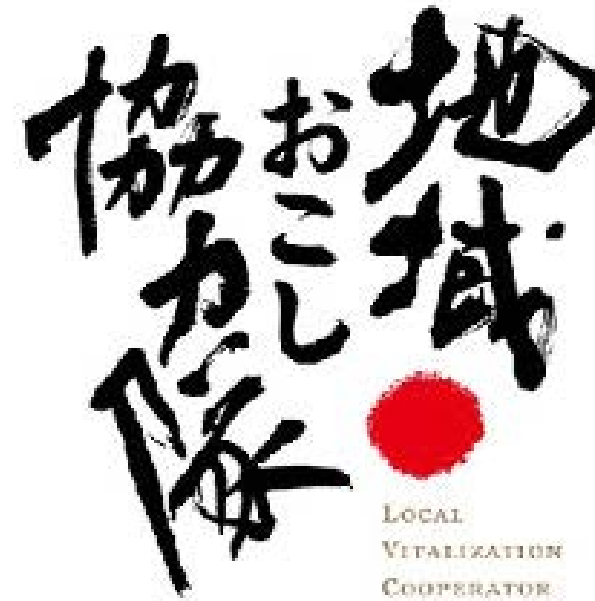
産経建設常任委員会





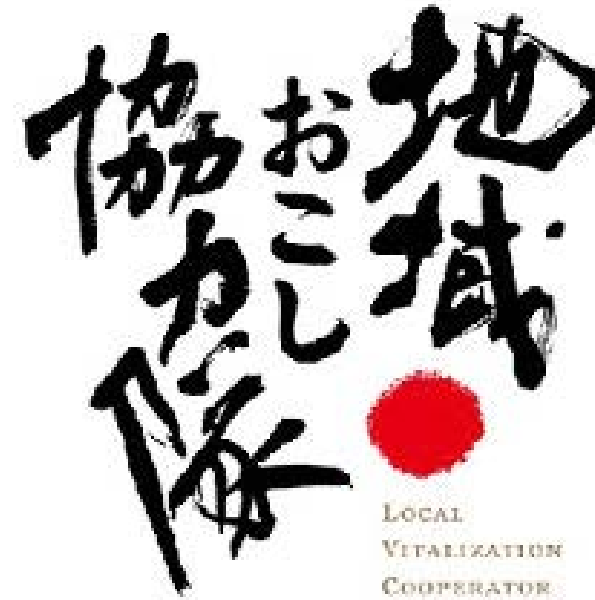
総務省HP地域おこし協力隊より

令和5年9月定例会 第54号議案 令和5年度敦賀市一般会計
補正予算（第5号）地域おこし協力隊活動支援事業費230万円



総務省HP地域おこし協力隊より

新規の地域おこし協力隊の活動支援業務委託と、任期を終了した協力隊員が本市へ定住する為の空き家改修への補助が目的



総務省HP地域おこし協力隊より

審査のポイントは、新規の地域おこし協力隊募集の委託と任期を終了した協力隊員の定住の為の空き家改修への補助の妥当性

資料

地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

具体的な活動内容や条件、待遇等は各自治体により様々ですが、総務省では、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対して隊員1人あたり480万円を上限として財政措置を行っています。

情報誌『わたしとつるが』



令和2年10月1日から観光分野の地域おこし協力隊に就任し、市内の情報発信を通じた地域との関係づくり「わたしとつるが」を発行

博物館通り『晴れの日』



「博物館通りで朝を楽しむ」をコンセプトとしたイベント「晴れの（日）」の運営等、敦賀市の観光活性化に貢献

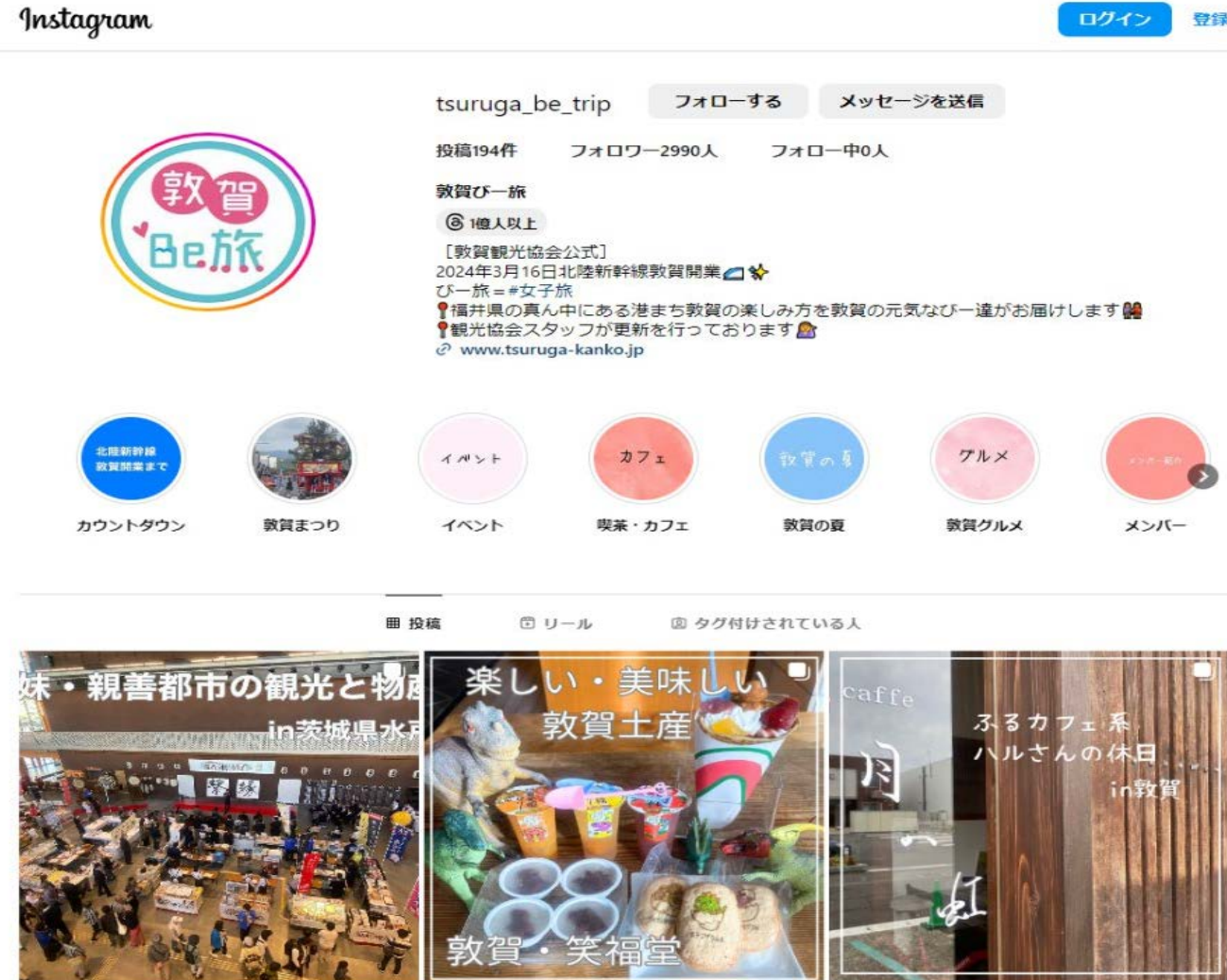
福井県敦賀市

地域おこし協力隊募集！



敦賀市HPより

主な質疑は、「今後、募集する地域おこし協力隊の方には、
どのようなところに力を入れてもらいたいと考えているのか」
との問いに対し



敦賀観光協会Instagramより

「情報発信を中心にお願いしたいと考えている。敦賀観光協会のInstagramやフェイスブックのアカウント「敦賀びー旅」で



敦賀びー旅

526件の「いいね！」・フォロワー623人

投稿 基本データ リール 写真 動画

自己紹介

敦賀の魅力発信アカウントです！

- ページ・観光案内所
- 敦賀市 (Japan・福井県)神楽町2丁目2-4
- まだ評価がありません (レビューの数)

敦賀びー旅
2日・Instagram

姉妹・親善都市と交流都市の観光と物産展in茨城県水戸市
姉妹都市である茨城県水戸市での観光物産展が本日より始まりました！初日から大盛況で、私ますでも午前中の記憶がありません笑 嬉しい悲鳴🥹
敦賀だけではなく高松市・彦根市、そして茨城県内の美味しいものがたくさん🌟
午後敦賀市長さま・敦賀市議会議長さま、観光協会池田会長もレザブシ

敦賀観光協会Instagramより

行事の発信やキャンペーン隊による各地の紹介を行っており、これをさらに強化したいと思っている

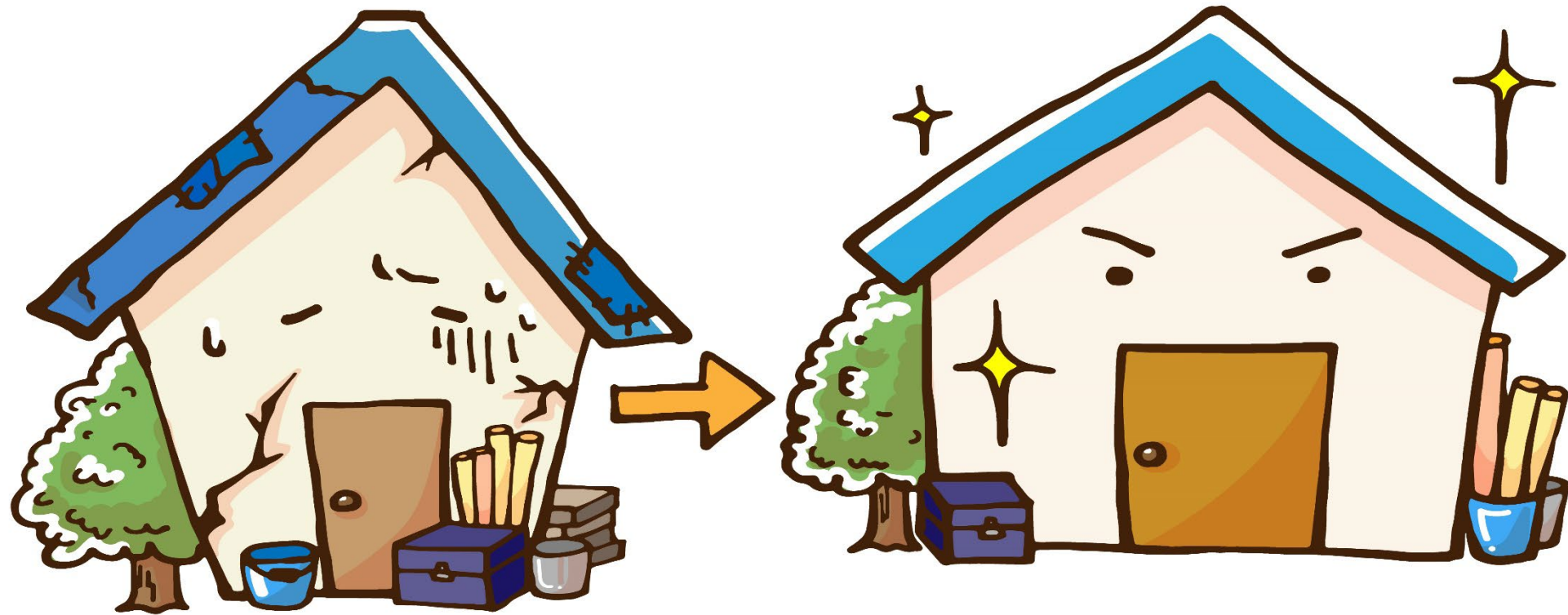
地域
おこし
協力
隊

Local
Vitalization
Cooperator



総務省 地域おこし協力隊
全国オンラインイベントHPより

「地域おこし協力隊の方が、強みを生かしながら活動いただけよう、市としても支援していきたいと考えている」との回答



「地域おこし協力隊空き家改修事業補助は、地域おこし協力隊への支援メニューだと思うが市独自の事業なのか」との問いに対し

地域おこし協力隊推進要綱

(別添)「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について (一部抜粋)

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1)～(6)省略

(7) 隊員としての任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費

隊員としての任期を終了した者が引き続き活動地と同一市町村内で定住する際、当該隊員の住居とするための空き家の改修に要する経費について、財政措置の対象とする(措置率0.5)。

2. 都道府県の取組に対する財政措置

以下省略

「総務省で定めている「地域おこし協力隊推進要綱」に、空き家の改修に要する経費の支援ができることになっている
また、この経費は特別交付税の措置対象である」との回答



自由討議では、主な意見として「地域おこし協力隊活動支援事業費に関し、地域おこし協力隊の方に安定的に住んでいただくため



また、新たな地域おこし協力隊の方に敦賀をアピールしていただくための大事な予算だと思うので、これからもしっかり取り組んでいただきたい」との意見

採 決

第54号議案 令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第5号）

予算決算常任委員会

採決結果

賛成多数でこの議案を認めるべきものと決定

本会議

委員長報告

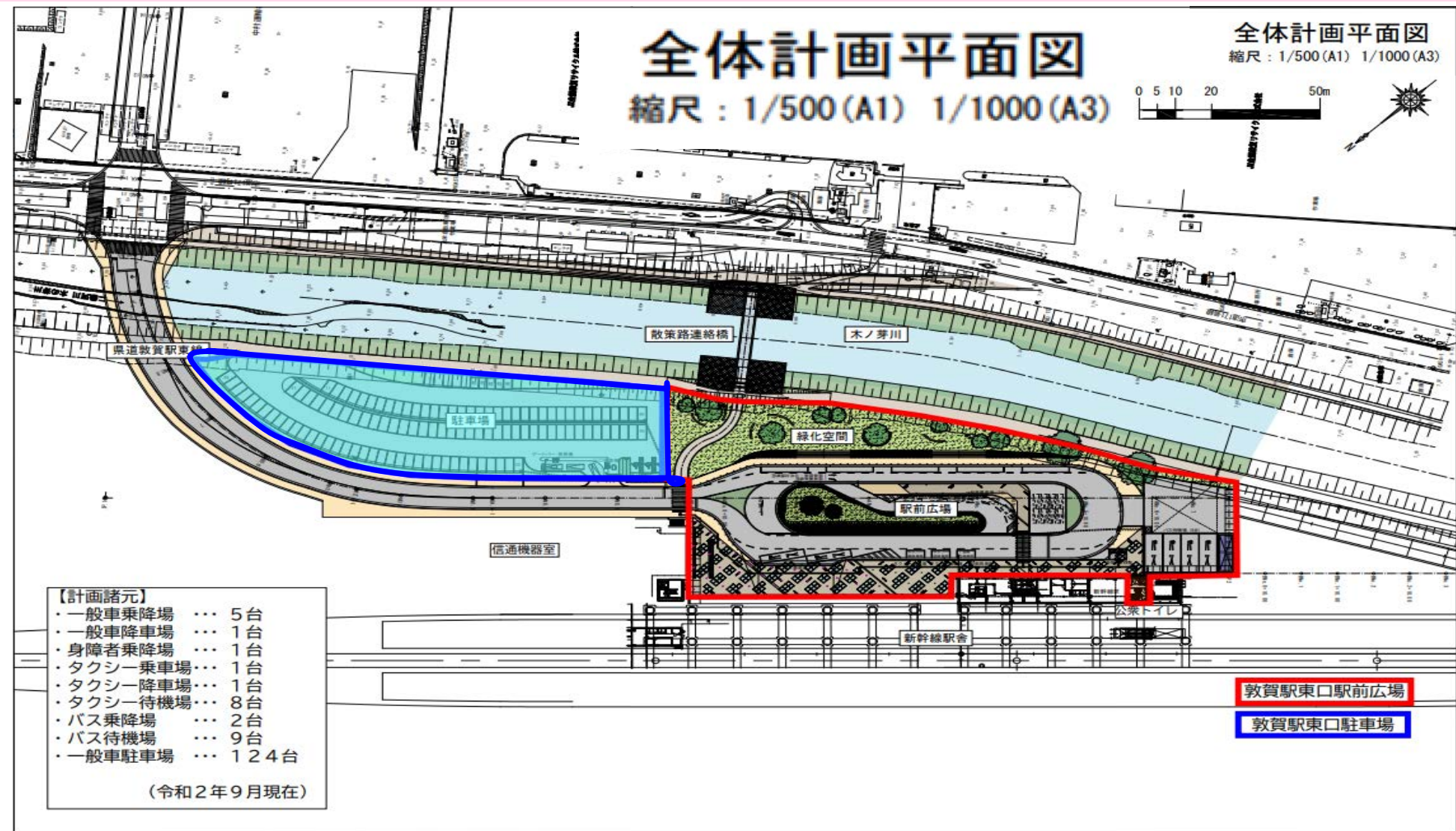
委員会での審査内容及び採決結果の報告

採決結果

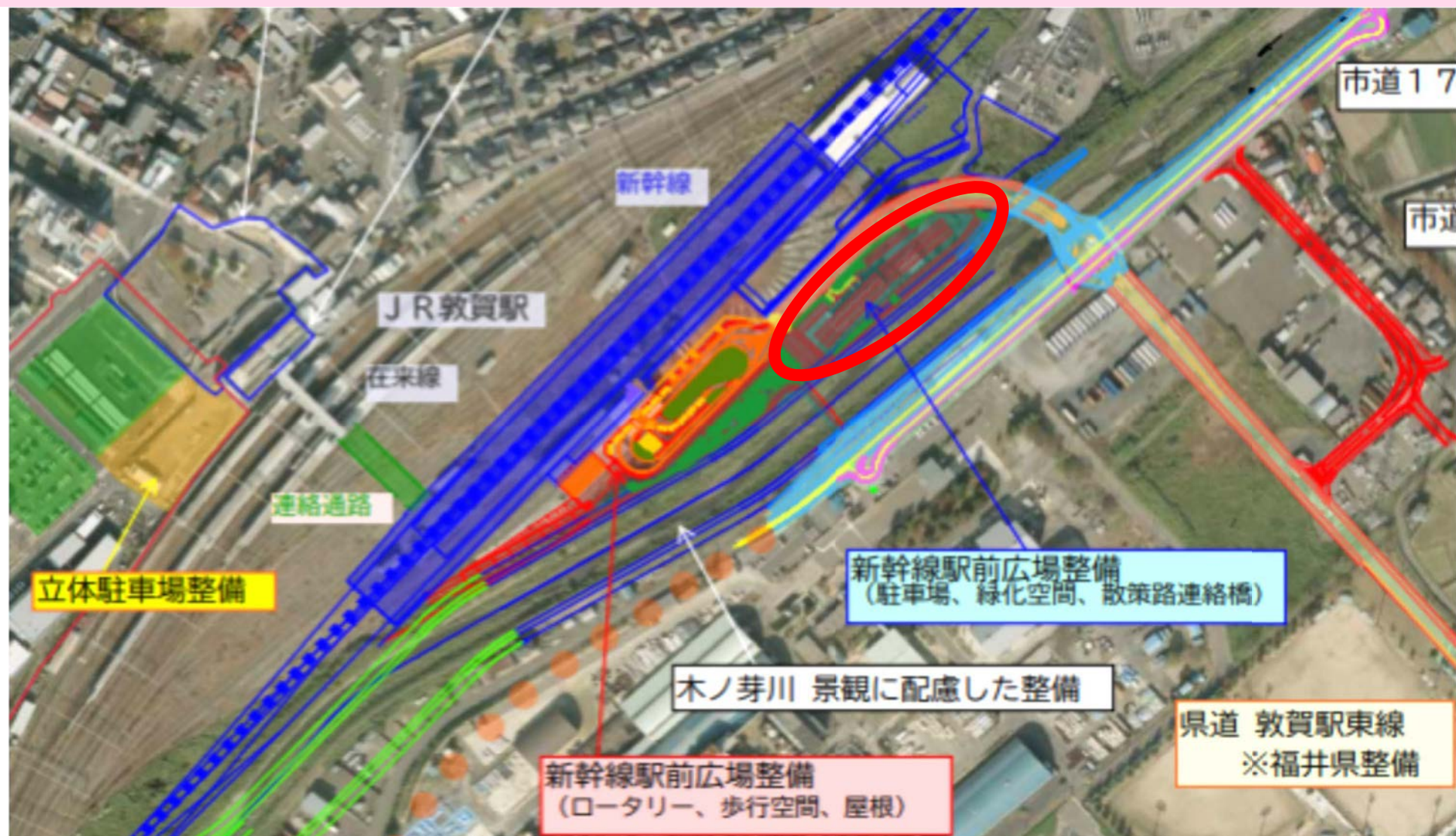
賛成多数で委員長報告のとおり可決

産経建設常任委員会所管の審査事項（一部抜粋）

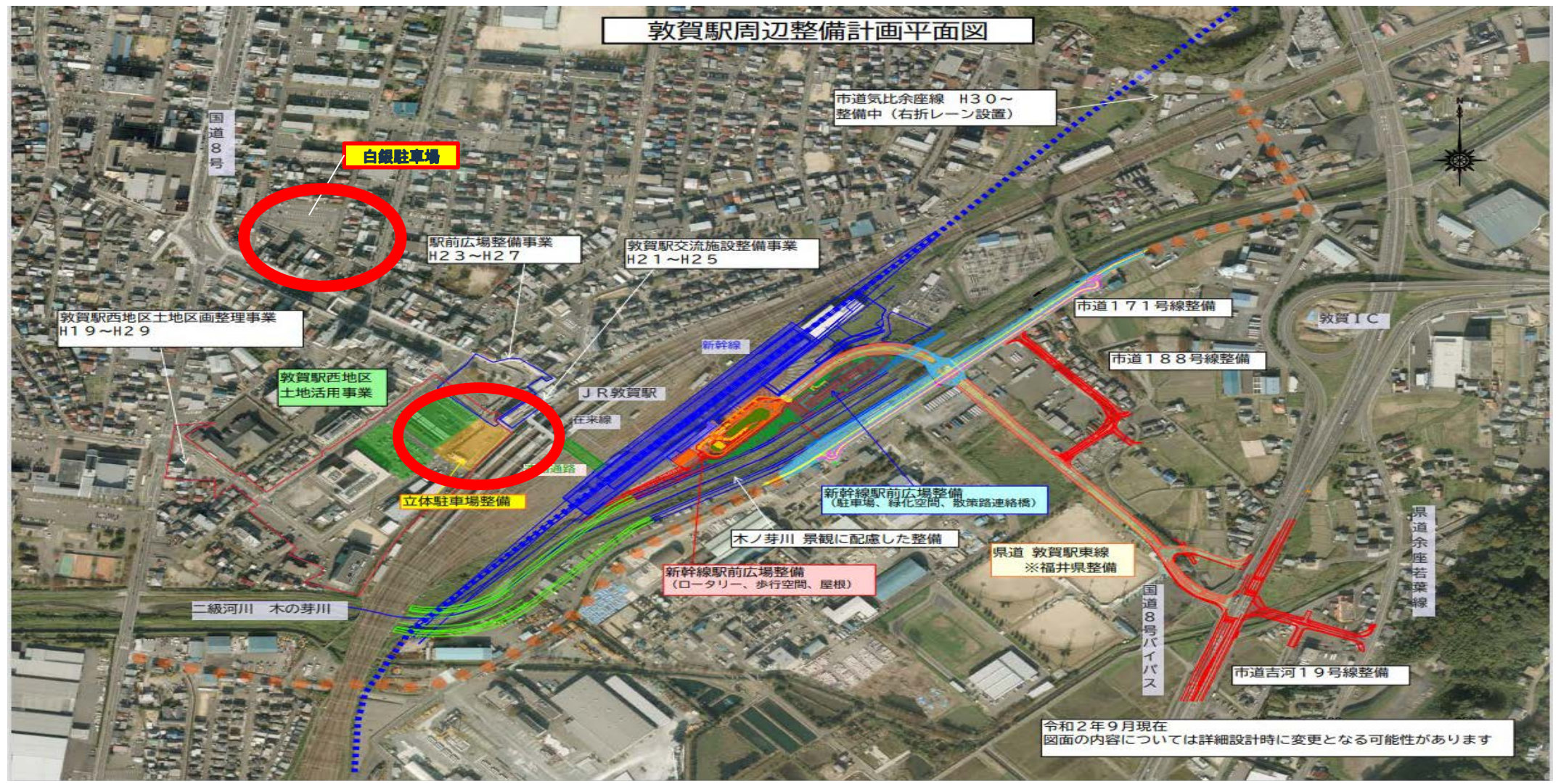
予算	予算
・消費喚起推進事業費 （電子クーポン「つるが割」の発行）	・地域おこし協力隊活動支援事業費 （募集及び定住支援）
・空き家等対策事業費	・駅前広場・交流施設運営事業費 （駅西広場及び施設の修繕）
・観光協会事業費補助金（事務所移転）	条例その他
・金ヶ崎周辺魅力づくり事業費	・敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する 条例制定の件 など、ほか6件
・管路改良事業費	
・中小企業活性化支援事業費 （省エネ設備導入支援）	
・市営住宅解体整備事業費（桜ヶ丘住宅）	



令和5年9月定例会 第57号議案敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例制定の件

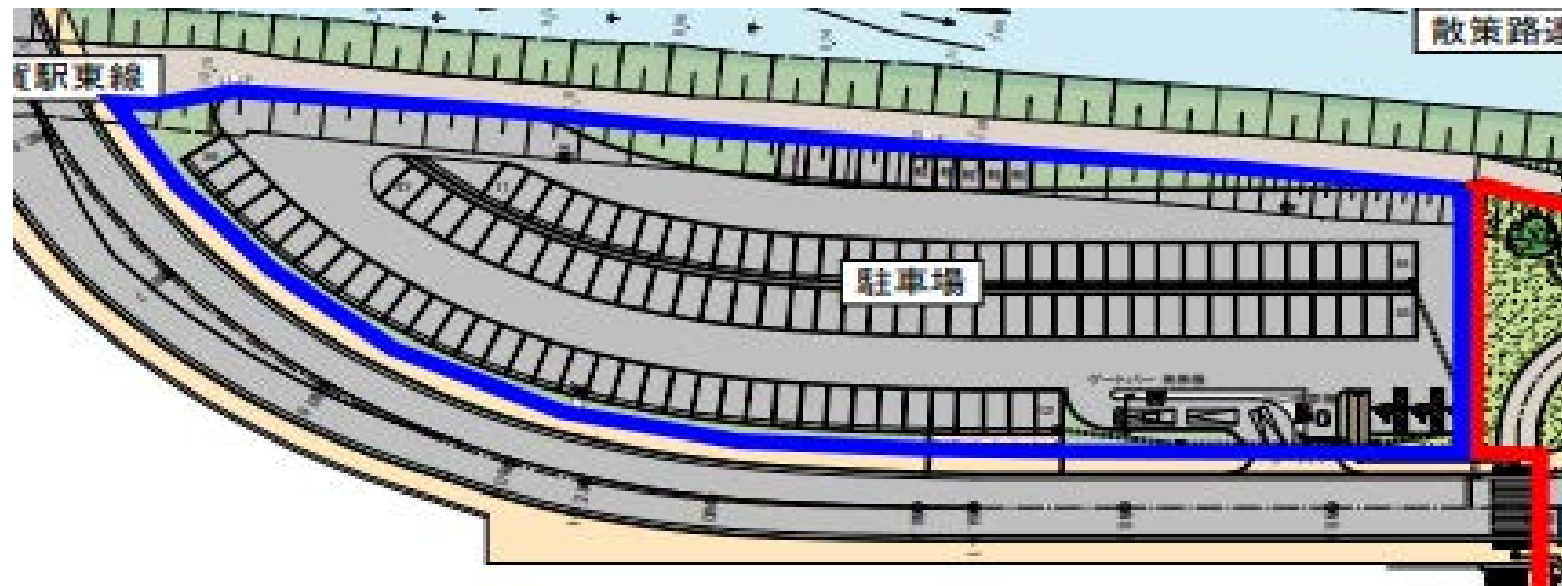


本条例は、北陸新幹線敦賀開業に向け、敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に必要な事項の制定が目的



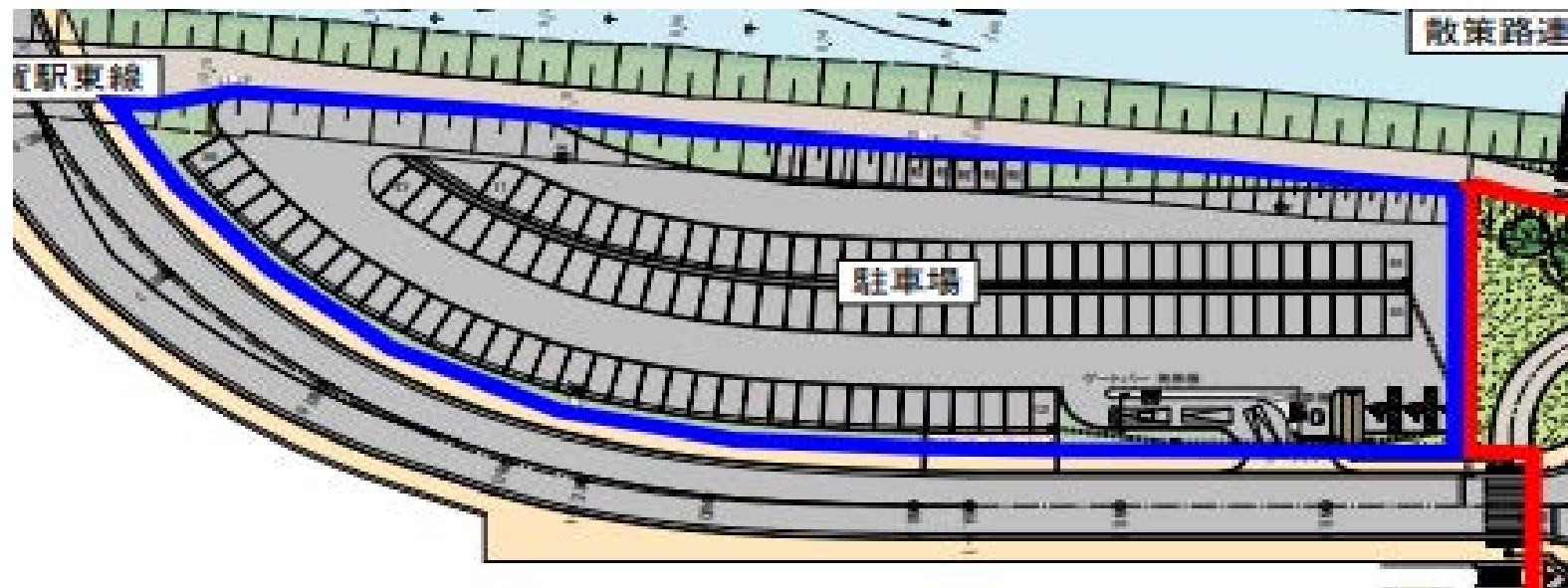
主な質疑では、「駐車料金について、駅前立体駐車場及び白銀駐車場では1時間以内は無料で、1時間を超えると1時間毎に

駅前立体駐車場・白銀駐車場	敦賀駅東口駐車場
1時間まで無料	30分まで無料
以降1時間ごとに100円	以降30分ごとに100円

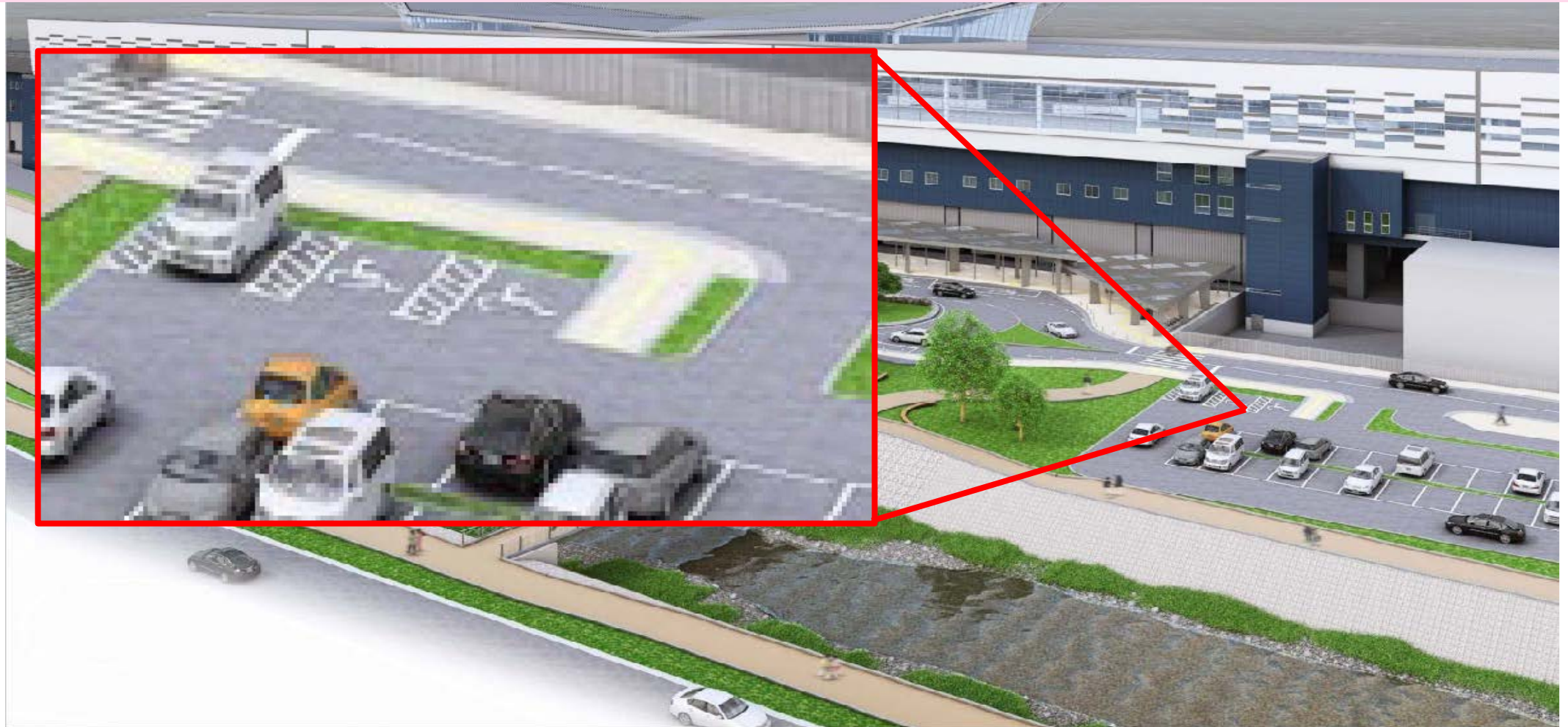


100円であるが、駅東口駐車場では30分以内は無料で、30分を超えると30分ごとに100円となっている。なぜ、料金体系に違いがあるのか」との問いに対し

駅前立体駐車場・白銀駐車場	敦賀駅東口駐車場
1時間まで無料	30分まで無料
以降1時間ごとに100円	以降30分ごとに100円



「駅東口駐車場の駐車場利用者は、1日以上 of 長時間利用者を想定しており、短時間利用者は、駅西側に誘導したいと考え、このように設定した」との回答



「障害者の駐車スペース3台分について、幅3.5メートルで、乗降用スペースは片側のみか、両サイドにあるべきだと思うがどのような経緯でこの区画線になったのか」との問いに対し



「バリアフリーの指針に基づき、駐車スペースを3.5メートル幅で設定している。なお、障害者の駐車台数3台分については、バリアフリー法の規定に基づき確保している」との回答

採決

令和5年9月定例会 第57号議案 敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例制定の件

産経建設常任委員会

採決結果

全会一致でこの議案を認めるべきものと決定

本会議

委員長報告

委員会での審査内容及び採決結果の報告

採決結果

賛成多数で委員長報告のとおり可決

文教厚生常任委員会



文教厚生常任委員会所管の審査事項（一部抜粋）

予算	条例その他
・障がい者コミュニケーション支援推進事業費	・敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例制定の件
・リーディングDXスクール事業費	・敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例制定の件
・障害者福祉施設改修事業費	・敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の一部改正の件 など、ほか3件
・子育て世帯福育ポイント発行業務関係費	請願・陳情
・私立保育園運営事業費補助金	
・市立敦賀病院事業会計補正予算第1号（9月）など	・保育士配置の最低基準引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願



令和5年6月定例会 第35号議案 令和5年度敦賀市
一般会計補正予算（第4号）障害者福祉施設改修事業費
4471万2000円



**令和5年9月定例会 第54号議案 令和5年度敦賀市
一般会計補正予算（第5号）障害者福祉施設改修事業費
124万7000円**



障害者福祉施設改修事業費 総額 4595万9000円



「敦賀市立やまびこ園」の老朽化や入所者の高齢化等に対応するため、バリアフリー化等の改修工事を行うもの



建物へのエレベーターの導入、スロープ・手すり等の設置、個室化、機械浴設備等導入などの改修を行う計画であり



まずは、写真にある建物西側の作業所を、建物東側の空地に新築移転する

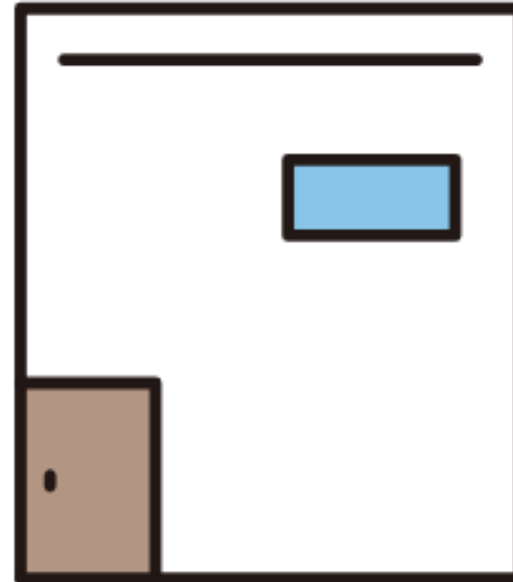


令和4年度当初予算の事業
に追加計上するものなの？

主な質疑として「令和4年度にも同様の事業費1358万円が計上されていたと思うが追加の計上なのか」との問いに対し



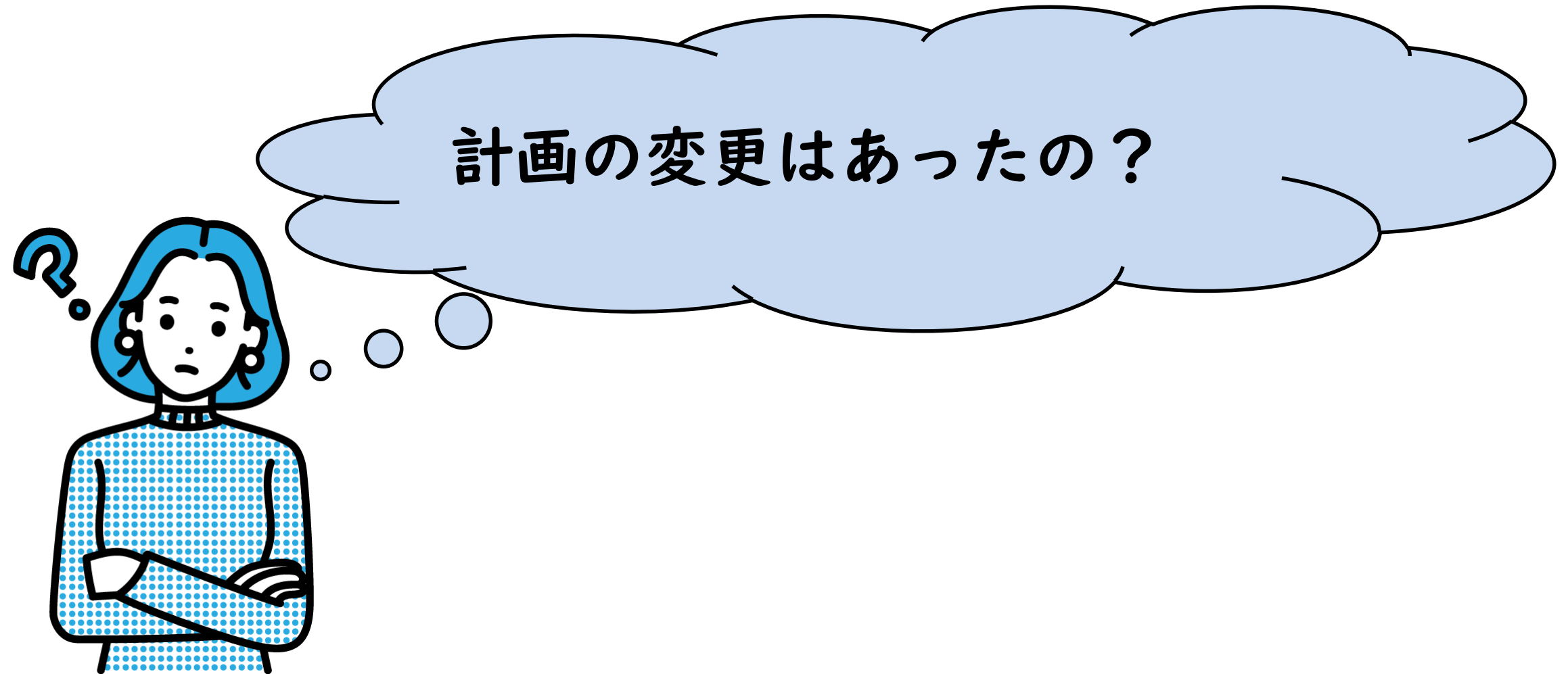
R 4



R 5



令和4年度当初予算に計上されていたものは、実施設計にかかることで、今回は改修自体にかかる費用である



また「令和8年度までの工事内訳が11億とあるが、計画の変更はあったのか」との問いに対し



計画として大きな変更はないが、保護者会からの要望により、寝たきりの方のために機械浴が可能な設備などが追加された

採 決

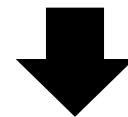
令和5年6月定例会 第35号議案 令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第4号）

令和5年9月定例会 第54号議案 令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第5号）

予算決算常任委員会

採決結果

賛成多数でこの議案を認めるべきものと決定



本会議

委員長報告

委員会での審査内容及び採決結果の報告



採決結果

賛成多数で委員長報告のとおり可決

文教厚生常任委員会所管の審査事項（一部抜粋）

予算	条例その他
・障がい者コミュニケーション支援推進事業費	・敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例制定の件
・リーディングDXスクール事業費	・敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例制定の件
・障害者福祉施設改修事業費	・敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の一部改正の件 など、ほか3件
・子育て世帯福育ポイント発行業務関係費	請願・陳情
・私立保育園運営事業費補助金	・保育士配置の最低基準引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
・市立敦賀病院事業会計補正予算第1号(9月) など	



※文科省HP
24時間子供SOSダイヤルより

令和5年6月定例会 第39号議案 敦賀市児童生徒の重大事案
調査委員会設置条例制定の件



※文科省HP
24時間子供SOSダイヤルより

本条例は、敦賀市立学校に在籍する児童または生徒に重大事案が発生した場合において



※文科省HP
24時間子供SOSダイヤルより

事実関係の確認及び再発防止を図るための調査委員会を設置するため、制定するもの

重大事案とは



重大事案として、多くはいじめが想定されるが、それ以外にも、フェンス、ブロック塀の下敷きになるような事故も含まれる



各事案に対し、それらが重大事案に該当するのか、十分に審議したのち、重大事案に該当すると判断された場合には

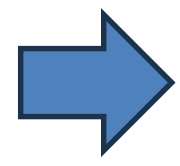


調査委員会が設置されることとなる。
その調査委員会の設置及び運用について

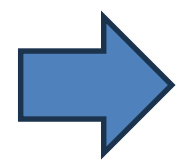


「調査委員会は公開しない」
と明記した理由は？

「国のガイドラインにおいて、調査結果については、特段の支障がなければ公表することが望ましいと示されている中、調査委員会は公開しないと明記した理由は」との問いに対し



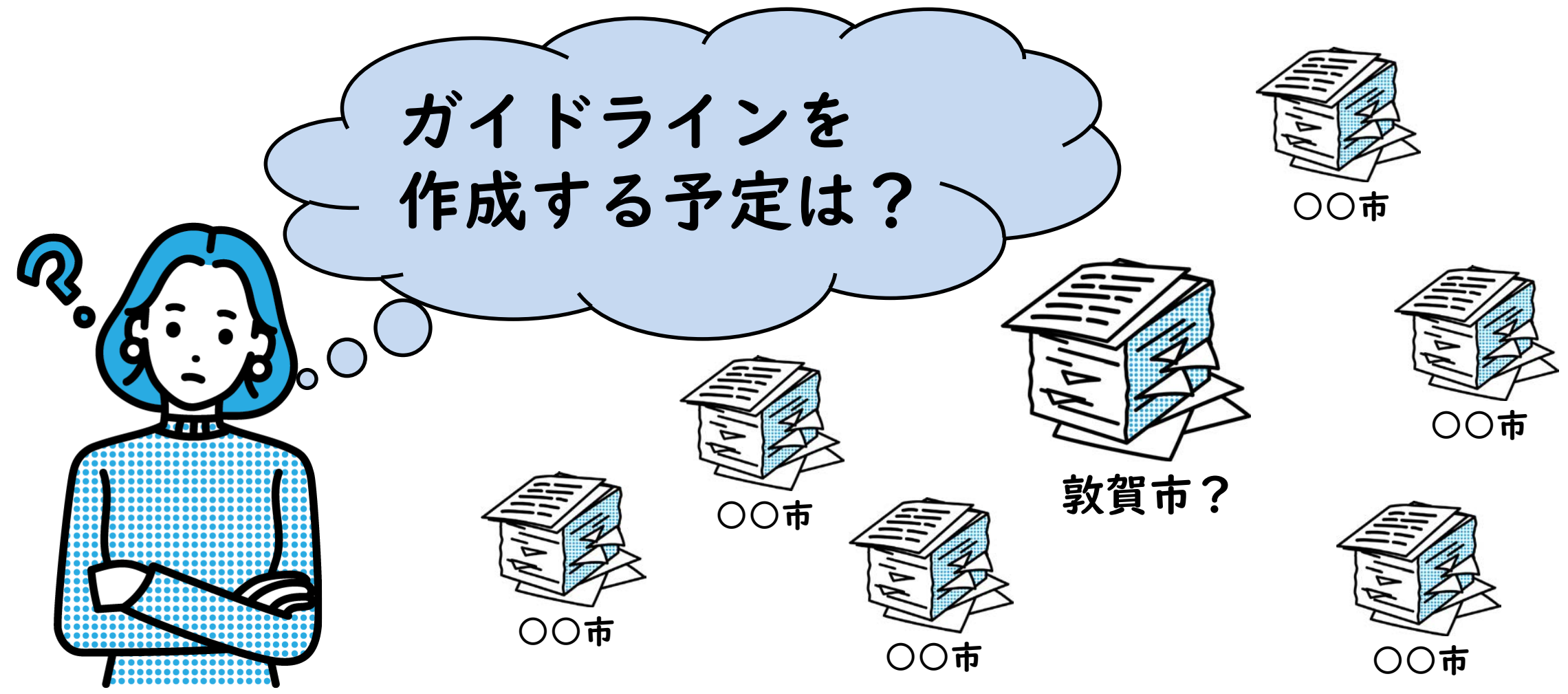
公開しない



公表する

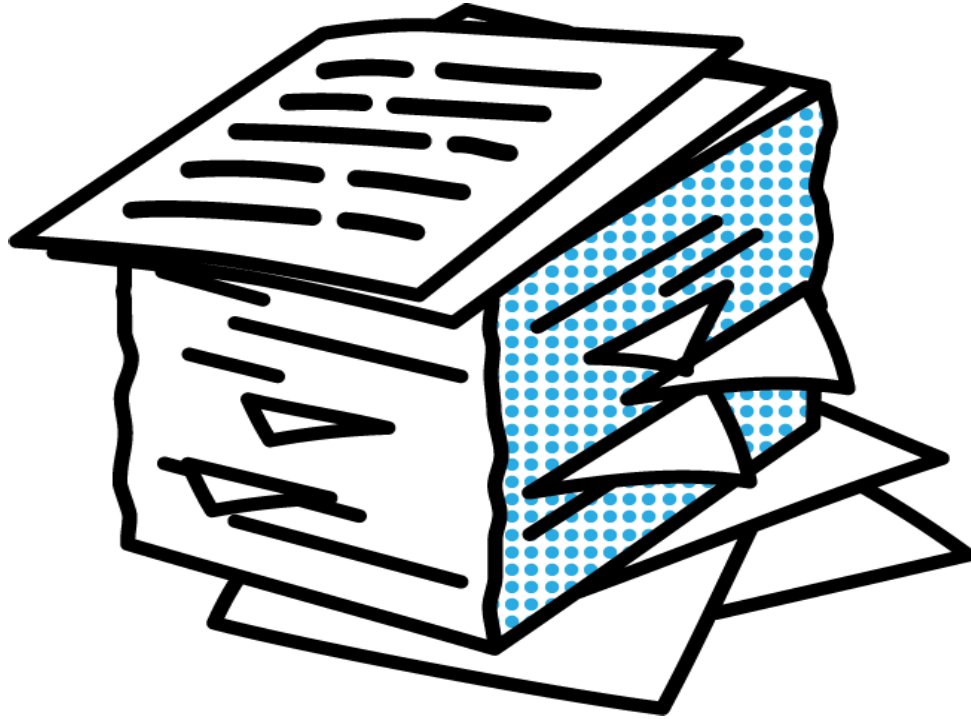


調査結果の公表という意味ではなく、会議自体を公開するかどうかという意味で記載している



「調査結果の公表について、ガイドライン等を設置している自治体もあるが、作成する予定はあるのか」との問いに対し

ガイドライン



敦賀市

敦賀市独自のガイドライン
を作成



国のガイドラインに基づき、市独自のガイドラインを作成しようと考えている

条例 原案

委員会の公開に関する
箇所が不十分

調査内容を適正に
公開して欲しい

修正案（動議）

提出された条例の内容では調査委員会の公開に関する箇所が不十分であると考えた委員から、条例の修正案が提出された

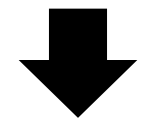
採 決

令和5年 6月定例会 第39号議案
敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例制定の件

文教厚生常任委員会

採決結果

賛成多数でこの議案を**原案通り**認めるべきものと決定



本会議

委員長報告

委員会での審査内容及び採決結果の報告



採決結果

賛成多数で委員長報告のとおり可決

所管事務調査

敦賀市児童生徒の重大事案調査報告書の公表について
(公表ガイドライン)

令和5年8月9日
敦賀市教育委員会

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の事務運用について
(事務運用ガイドライン)

令和5年8月9日
敦賀市教育委員会

第1 はじめに
このガイドラインは、敦賀市教育委員会が、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置
条例に基づき設置された調査委員会（以下、「調査委員会」という。）の調査報告書の公表
を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにすることを目的とする。
敦賀市教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無等を決定するが、今後の公
表の状況や社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、
柔軟に検討を行う。

第2 調査結果の公表
1 公表の意義・目的
調査結果の公表については、法令上の規定はなく、「いじめの重大事態の調査に関
するガイドライン」においても、公表が望ましいこと、公表があると考える。
その上で、公表することには以下の意義・目的があると考える。
・当該事案への憶測などを減じさせ、社会全体でいじめ等の問題を考えていく契機
とする。
・再発防止を含むいじめや事故等の防止対策や児童・生徒（以下「児童等」という。）
の健全育成活動を促進する。
・当該事案が当事者として事実に向き合い、いじめや事故等の防止対策
の健全育成委員会が当事者として第一義とした公正なかつ適切ないじ
め防止活動を見直した上で、児童等の育成を第一義とした公正なかつ適切ないじ
め防止活動を見直した上で、児童等の育成を第一義とした公正なかつ適切ないじ
め防止活動を推進し、家庭・学校・地域が各々の役割を再認識し、かつ
調査結果の信頼性を保つ。

総合的に勘案し、学校主体の調査では事案への対処及
び十分な結果を得ることができないと判断した場
合、調査委員会（以下「調査委員会」という。）と敦賀市教育委員会事務局との事務分担
を定めるための原則を示すものであり、事案の実態に応じて関係児
童・生徒の状況（年齢、性別、関係性等）を踏まえ、調査委員会の意向を尊重し、柔軟に運用できるものとする。

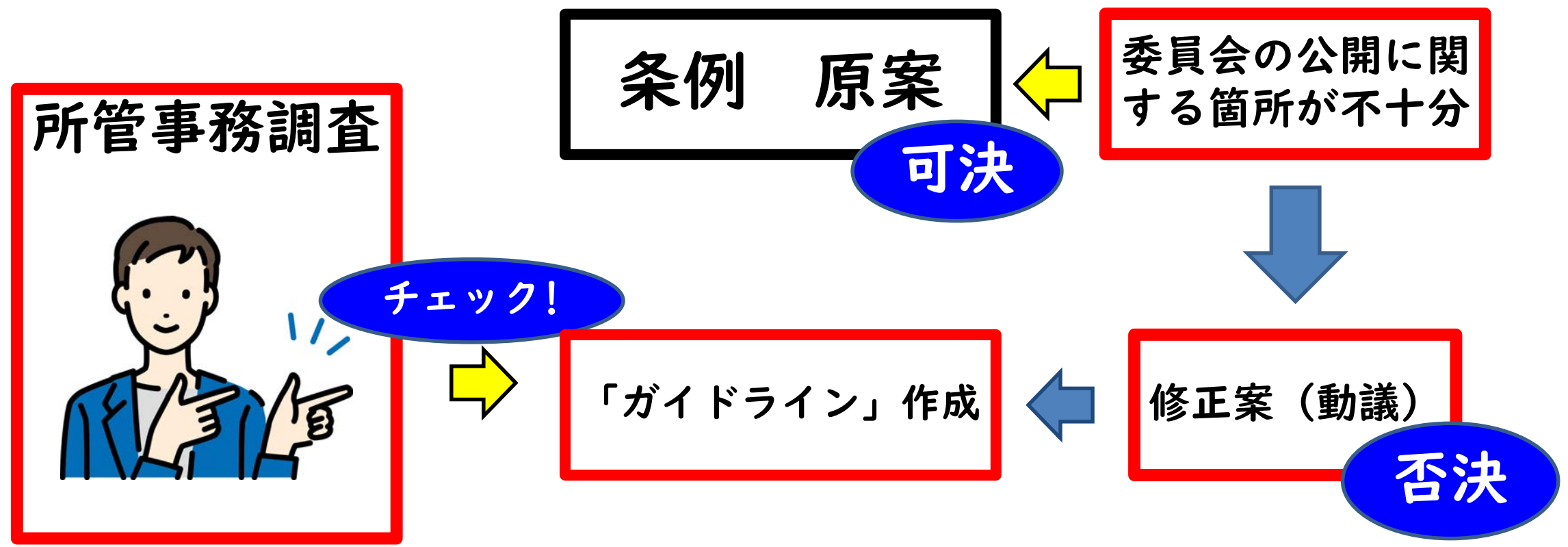
調査に係る関係者の状況（等）
事案の概要（等）
被害の状況（等）
関係性等（等）
出席状況（等）

本へ調査委員の推薦を依頼し、調査

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会 事務運用ガイドライン【概要版】
令和5年8月9日
敦賀市教育委員会事務局

調査委員会	※調査員	○調査委員会設置の判断 ・事案の特性、一次的調査の結果、被害児童 生徒及びその保護者の意向等を総合的に勘 案し、判断する。 ○調査委員の選任 ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各職能団 体へ調査委員の推薦を依頼し、調査委員を選 任する。 ・第1回調査委員会開催準備 ・日程調整等
出 名、副委員長1名を		○事案の概要説明 ○諮問 ○所掌事務等の確認
の説明及び聴取 を確認する。		○会議の日程調整及び会場準備
作成		○調査対象者等、聴取場所等の調整

なお、答弁の中でガイドラインを作成するとのことだったので

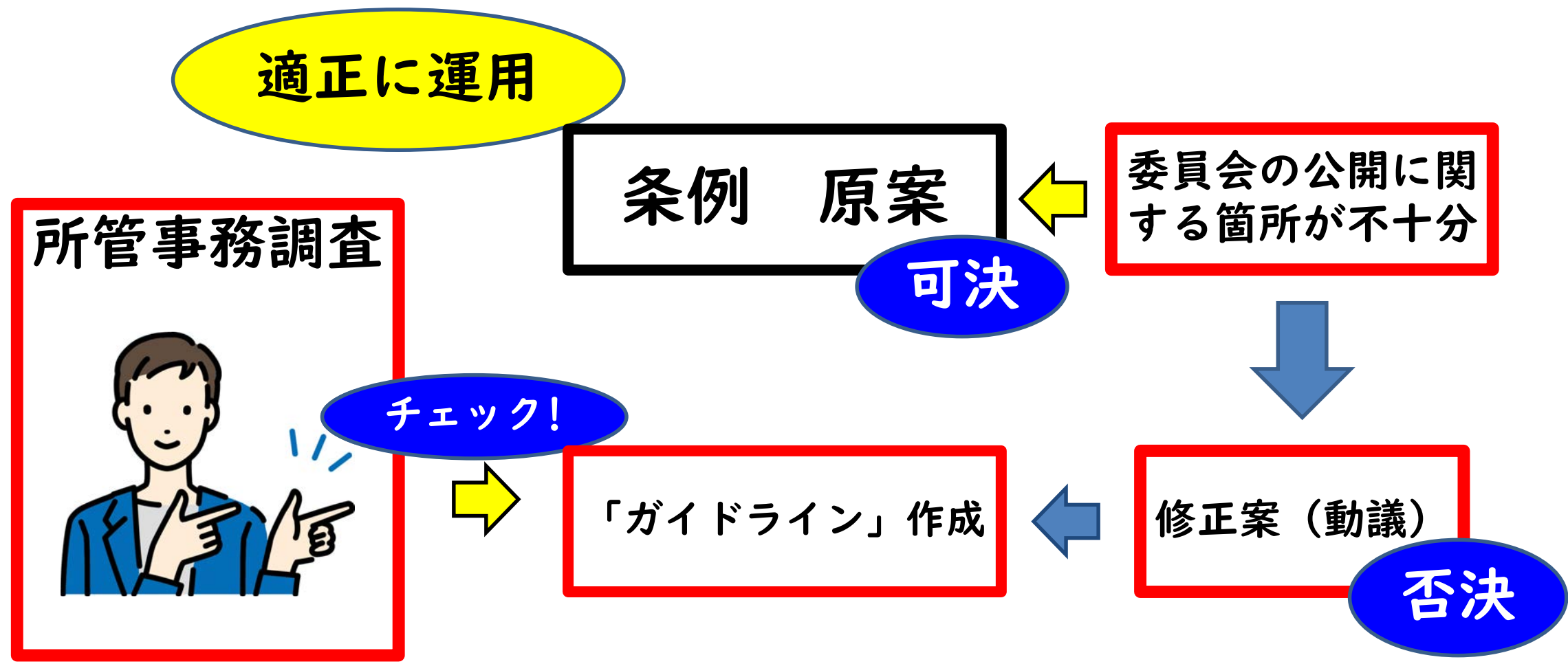


委員会として、ガイドラインが適切に作成され、運用されるか
所管事務調査を行った

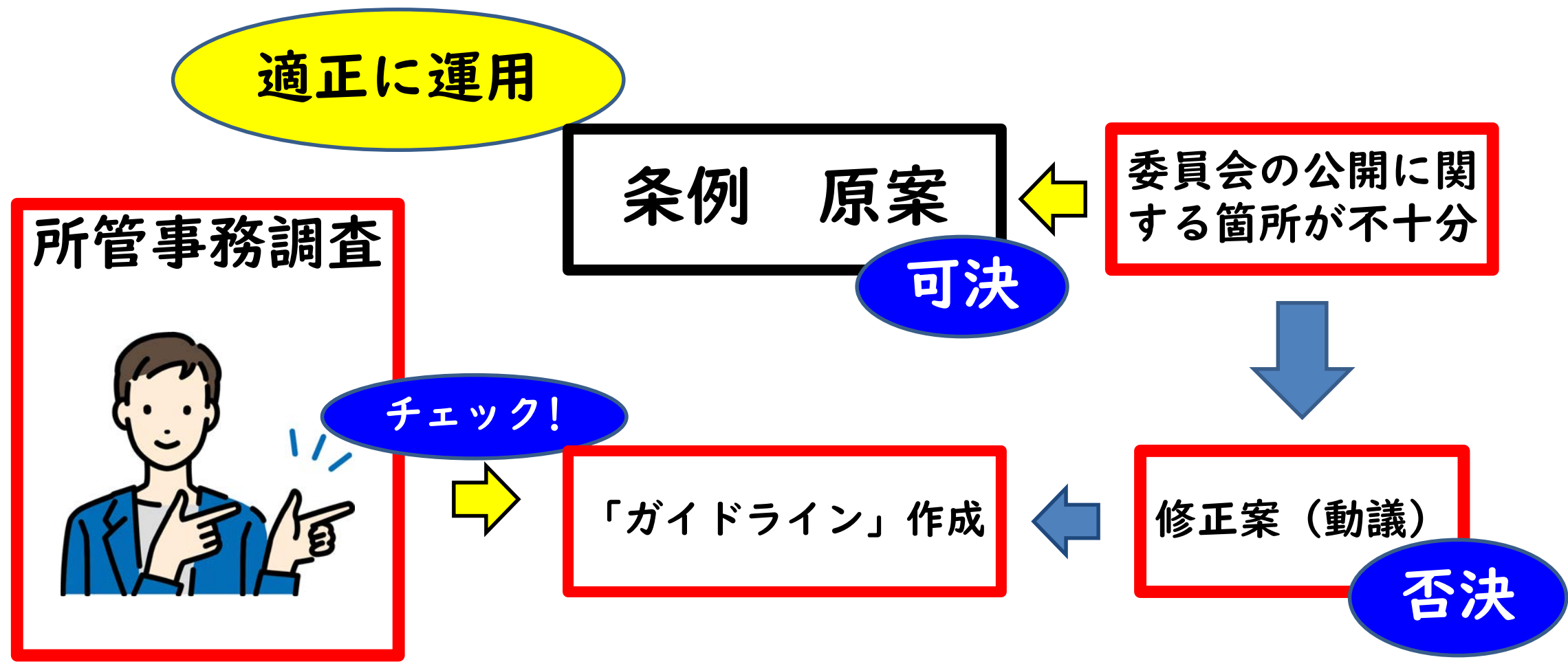
所管事調査とは・・・

地方自治法第109条第2項「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」

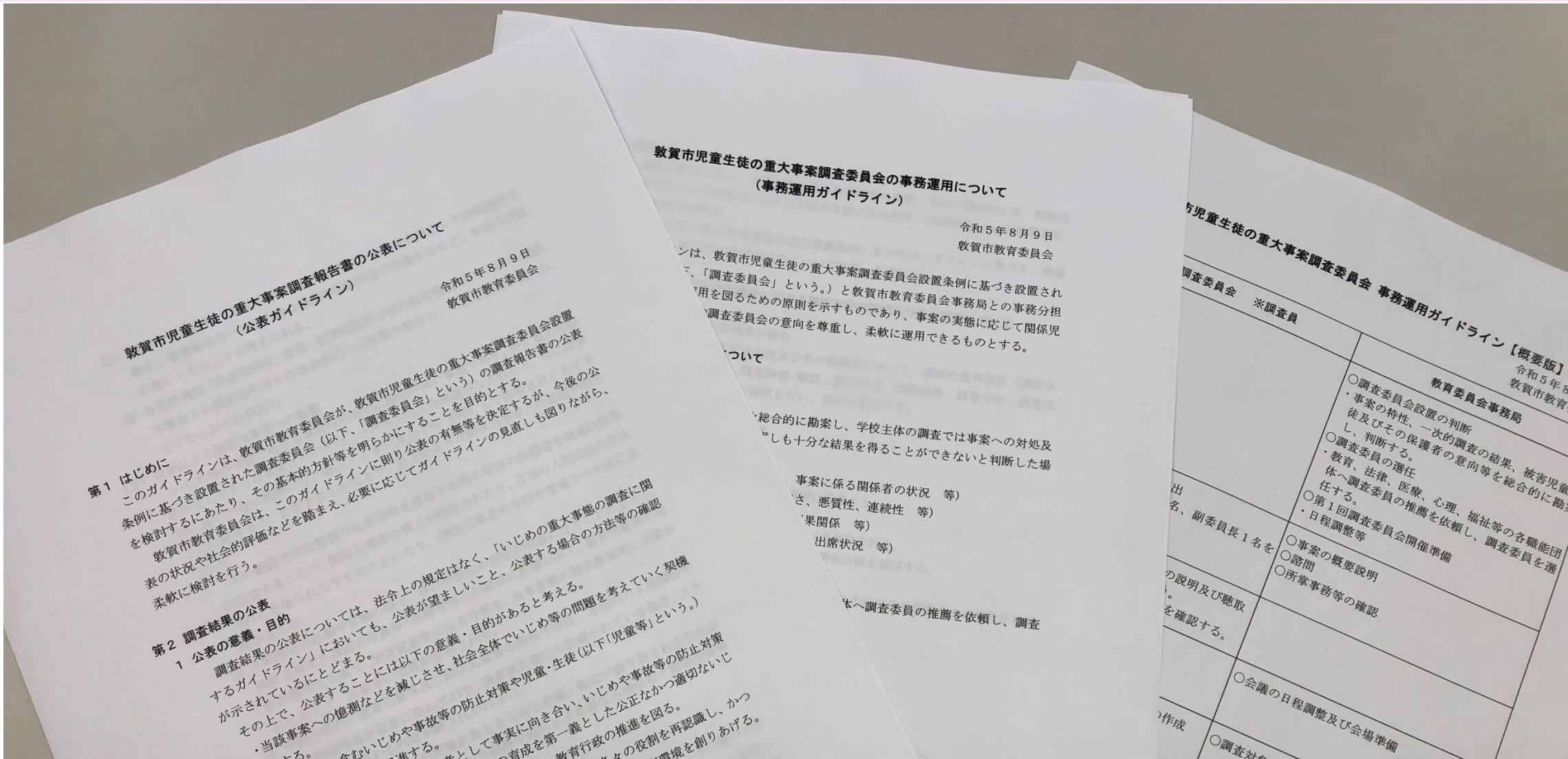
常任委員会の発議により、市政の各分野における課題の解決に向けて、調査を行い、市長等の執行機関に対し具体的な政策や施策を積極的に提案するもの



所管事務調査の結果、ガイドライン作成により、条例が適切に運用され、プライバシーを保護しながらも、



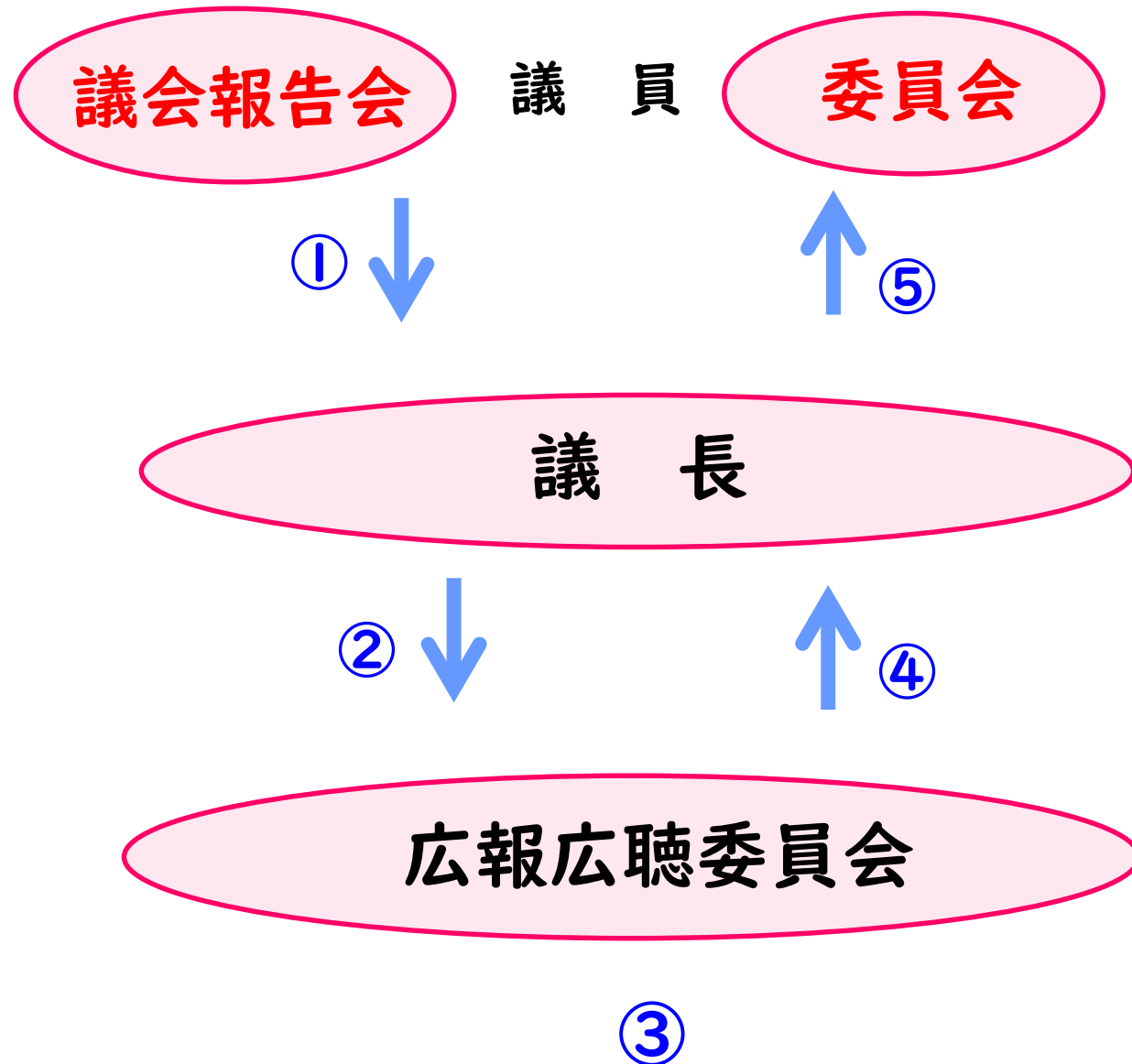
調査内容についての情報公開がなされると判断し、調査を終結した



このガイドラインは、9月8日付けで市のホームページにて公表されており、閲覧が可能となっている

いただいたご意見の対応の流れ

議会報告会ご意見への対応の流れ



- ①寄せられた意見の報告書を議長に提出する。
- ②議長は意見の取り扱い方法について、広報広聴委員会に意見を求める。
- ③依頼を受けた広報広聴委員会は協議を行い、対応方法を検討する。
- ④広報広聴委員会は検討結果を議長に報告する。
- ⑤議長は報告を踏まえ、各委員会に意見の取り扱いについて通知する。

寄せられた意見は市議会HPに掲載